

[事案 30-191] 新契約無効請求

・平成 31 年 4 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社との間で生命保険契約を締結した認識がないことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 1 月に契約したがん保険 2 件について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)各契約書類は、別の保険会社の契約書類の一部だと思って記入した。募集人から本契約の説明は一切受けていない。
- (2)保険料口座振替依頼書は募集人が偽造したものである。当時募集人に親族の喪中ハガキを引越し後の住所で出したことから、募集人はそのハガキを見て住所欄を記入したと思われるが、当時は引越し前の住所に住んでいた。筆跡は自分のものではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、ご契約のしおり・約款、契約概要、注意喚起情報の受領の署名をしており、これらの書類にはいずれも当社名が印字されている。申立人が作成した保険料口座振替依頼書にも当社名が印字されている。
- (2)申立人より、平成 28 年 11 月付口座振替依頼書が提出されたが、不備があったため返送した。その後、平成 29 年 1 月付口座振替依頼書が提出され、不備が補完されたが、この手続きに募集人は関与していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時、申立人が契約先の保険会社が異なると誤信していたとは認められず、保険料口座振替依頼書を作成したのが申立人ではないとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。